

2 前項の場合においては、関連意匠の意匠権の消滅により意匠登録原簿における登録を閉鎖意匠原簿に移した後にしても、当該閉鎖意匠原簿の意匠権の記録の表示部にその原因及び年月日を登録しなければならない。

(関連意匠の意匠権の1が消滅した場合の登録の方法)

第五条の三 関連意匠の意匠権の消滅によりその抹消の登録をしたときは、基礎意匠の意匠権の登録の関連意匠登録番号記録部に記録されている番号に抹消記号を記録しなければならない。

2 前項の場合において、関連意匠に係る基礎意匠の意匠権に他の関連意匠の意匠権があるときは、他の全ての関連意匠の意匠権の登録の関連意匠登録番号記録部に記録されている番号に抹消記号を記録しなければならない。

3 前二項の場合においては、基礎意匠又は関連意匠の意匠権の消滅により意匠登録原簿における登録を閉鎖意匠原簿に移した後においても、当該閉鎖意匠原簿の関連意匠登録番号記録部に記録されている番号に抹消記号を記録しなければならない。

(特許登録令施行規則の準用)

第六条 [略]

2 特許登録令施行規則第一条の三四項及び第五項、第二条第二項及び第三項、第三条、第四条第一項及び第二項、第五条第一項、第八条並びに第九条(登録に関する帳簿)の規定は、意匠に関する登録に関する帳簿に準用する。この場合において、同規則第五条第一項中「二十年」とあるのは「二十五年」と読み替えるものとする。

3・4 [略]

備考 表中の「」は注記である。

[新設]

(関連意匠の意匠権の1が消滅した場合の登録の方法)

第五条の三 関連意匠の意匠権の消滅によりその抹消の登録をしたときは、本意匠の意匠権の登録の関連意匠登録番号記録部に記録されている番号に抹消記号を記録しなければならない。

2 前項の場合において、関連意匠に係る本意匠の意匠権に他の関連意匠の意匠権があるときは、他のすべての関連意匠の意匠権の登録の関連意匠登録番号記録部に記録されている番号に抹消記号を記録しなければならない。

[新設]

(特許登録令施行規則の準用)

第六条 [略]

2 特許登録令施行規則第一条の三四項及び第五項、第二条第二項及び第三項、第三条、第四条第一項及び第二項、第五条第一項、第八条並びに第九条(登録に関する帳簿)の規定は、意匠に関する登録に関する帳簿に準用する。

3・4 [略]

様式第一(第一条の二関係)を次のように改める。

様式第一(第一条の二関係)

意匠登録 番号				表 示 部		
表 示 番号 (付記)	登録年月日	登録事項	出願番号	登録年月日	登録事項	登録年月日
1	出願年月日	査定(審決)年月日	優先権主張	国・地域名	出願年月日	登録年月日
		関連意匠の關係		基礎意匠の意匠登録番号		
		意匠に係る物品		出願年月日		
		登録年月日				
		関連意匠登録番号		登録事項		
		登録料		登録事項		
		登録料		登録事項		
		国以外の者の持分の割合又は返還に関する事項				

甲 区			
順位番号 (付記)	登録事項	登録事項	登録事項
乙 区			
順位番号 (付記)	登録事項	登録事項	登録事項
丙 区			
順位番号 (付記)	登録事項	登録事項	登録事項
丁 区			
順位番号 (付記)	登録事項	登録事項	登録事項